

平成30年12月26日

北海道行政書士会会員各位

業務企画部長 北村資暁

「農業経営者総合サポート事業（農林水産省事業）」における

専門家派遣に係る行政書士登録について

標題の件につき、農林水産省の「農業経営者総合サポート事業」における専門家派遣にあたり、派遣要請に応じて頂ける会員の取りまとめについて、北海道農政部より要請がありました。これを踏まえ、ご協力いただける会員の募集いたします。

本事業の趣旨にご賛同いただける会員は、「農業経営者総合サポート事業に係る専門家の募集について（北海道農政部）」の内容をご確認の上、「農業経営者総合サポート事業の専門家登録意向申出書及び別紙」及び「個人情報の取扱いの確認」を平成31年1月31日（木）までに事務局宛に、メールの添付ファイルの形式でお送りください。なお、申出書と別紙に関してはエクセル形式のファイルを本会 HP 内会員ページに掲載いたしますのでご利用ください。また、「個人情報の取扱いの確認」は自書・押印の上スキャンをお願いいたします。提出方法について上記対応が困難な場合は、ご相談ください。

記

資料：

- ・ 農業経営者総合サポート事業に係る専門家の募集について（北海道農政部）
- ・ 農業経営者総合サポート事業の専門家登録意向申出書及び別紙
- ・ 個人情報の取扱いの確認
- ・ 北海道における農業経営相談所の実施体制

以上

農業経営者総合サポート事業に係る専門家の募集について
～北海道行政書士会の会員の皆様へのご案内～

平成30年10月31日
北海道農政部農業経営課
(北海道農業法人化等支援協議会事務局)

1 経過

北海道では、これまで、農林水産省の事業を活用し、法人化を検討する農業者、経営発展を目指す農業法人などを対象とした各種研修会の開催などに取り組んで来ました。

平成30年度からは、事業内容が組み替えられて「農業経営者総合サポート事業」となり、都道府県段階に相談体制（農業経営相談所）を整備し、法人化、規模拡大、経営継承などの多様な経営課題を抱える農業者に対し、経営相談・診断、経営課題に応じた専門家派遣・巡回指導、研修等を行う事業へと変更されました。（5年間実施される予定）

具体的には、

- ① 重点指導農業者（※）に対し、中小企業診断士等が経営診断を行って課題等を明らかにした上で、課題に対応した指導・助言をできる専門家を派遣する。

（※農業者や地域関係者の意向を踏まえて候補者を選定し、相談所が決定。当面は50経営体程度を想定。）

- ② 農業経営相談所は、①のほかに一般農業者からの電話相談や来庁相談に対し、必要に応じて、①と同様に経営診断や専門家の派遣を行う。

2 北海道における農業経営相談所の実施体制

道と関係団体で構成する「北海道農業法人化等支援協議会」が事業実施主体となり、構成機関のうち中核的な機関で「経営戦略会議」を設置し、農業者ごとの支援計画の策定や専門家派遣の決定、進捗管理などに当たります。（※相談窓口は北海道農業法人協会、協議会事務局は同協会と北海道農政部の共同。）

北海道行政書士会会員の皆様には、農業者を訪問指導する専門家としての登録にご協力をいただきたいと考えております。全体像は資料「北海道における農業経営相談所の実施体制」をご参照ください。

3 専門家の登録の方向性

(1) 考え方

本事業では、農業者ごとの経営戦略に対応した業種の専門家を派遣することになりますが、特定の専門家個人に負担が生じないよう、ある程度地域に偏りなく専門家を確保する必要があります。

(2) 登録の方法

北海道行政書士会業務企画部から案内を行いますので、専門家としての登録を希望する場合には、「農業経営者総合サポート事業の専門家登録意向申出書」と「別紙」を提出してください。協議会は専門家をリスト化して内部管理します。

4 専門家の派遣のイメージ

(1) 派遣までの流れ

- ① コーディネーター（中小企業診断士（数名の予定））が農業者の経営診断や経営課題の把握を行った後、経営戦略会議を開催して、派遣すべき専門家の業種を決定します。
- ② コーディネーターが登録専門家や農業者と直接電話等でやりとりして、余裕をもって専門家の派遣日時等を決定します。

- ③ 派遣日までに、協議会事務局から専門家に書類を送付します。（※ 経営概況、当日の指導等の記録票（様式は今後定める）、旅費等の支給に必要な書類などを送付します。）
- (2) 派遣時に専門家が行うこと
指導等の内容について「相談者カード」への記入をお願いします。（※ 農業者宅への案内、記録の補助等のため、道の職員等が同行する可能性もあります。）
- (3) 派遣後に行うこと
「相談者カード」（指導実績の把握、謝金等の支払に必要）や旅費等の支給に必要な書類を事務局に返送いただきます。

5 旅費、日当、謝金の支払

派遣後に事務局で計算を行います。月締めで金額を確定し、翌月に協議会から本人（又は本人の会社名義）の口座に振込払する予定です。（個人への振込の場合は源泉徴収します。）
なお、謝金は1回の指導・助言等につき 40,000 円とし、旅費は実費支給を基本とします。

6 留意事項

- (1) 本事業では、農業者の課題に対応できる専門家のうち、農業者宅に比較的近い方が派遣されることになるため、専門家リストに登録されたことをもって、必ず派遣を依頼されるとは限らないことに留意ください。
- (2) 派遣を通じて得た農業者の住所・電話番号などを基に、個人的に営業のダイレクトメールを送るなどの行為は、事業上禁止されているので留意ください。

○ 国の実施要綱（抜粋）

専門家は、本事業により知り得た支援対象者の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用してはなりません。本事業の終了後も同様とします。

(参考様式)

農業経営者総合サポート事業の専門家登録意向申出書

【基本事項】

ふりがな	
氏 名	

性 別	男・女	
生 年	西暦	年

専門家の業種		所属支部	
資格登録番号			

事務所名	
役 職	

(参考)

農業経営アドバイザー 合格者	
-------------------	--

※日本政策金融公庫の農業経営
アドバイザー制度の合格者で
ある場合に○印

所在地	〒	—
-----	---	---

TEL	
FAX	

メール アドレス	
-------------	--

URL	http://		※事務所のホームページがある場合
-----	---------	--	------------------

【専門分野や派遣可能な地域等】

指導・助言可能な分野や、農業者向けの指導に当たっての得意分野などを把握したいので、該当する分野に○印を付けてください。複数選択可能。

○印	分 野
	法人化…農事組合法人
	法人化…農地所有適格法人(株式会社)
	法人化…農地所有適格法人(持分会社)
	農地法の規定による許可申請・届出
	会計・記帳
	決算書類
	知的財産権
	公庫等金融機関に対する融資申込

○印	指導・助言可能な経営
	水稻経営(水稻複合経営を含む)
	畑作経営
	果樹経営
	野菜経営
	花き・花木経営
	畜産農家(酪農経営)
	畜産農家(肉牛経営)
	畜産農家(養鶏)
	畜産農家(養豚)
	畜産農家(軽種馬)

その他の 指導可能な分野	
-----------------	--

※ 本紙のほかに、別紙様式により、職歴、支援・指導実績等を申告してください。

派遣可能なエリア ※全道・〇〇振興局管内・〇〇市内など	
--------------------------------	--

（別紙様式）

職歴				
（始期）	（終期）	企業名／団体名	業種	部署／役職
年 月	年 月			
年 月	年 月			
年 月	年 月			
年 月	年 月			
年 月	年 月			

農家等に対する指導・助言等の実績			
実施年	農業の種類（畑作等）	指導テーマ（法人化等）	指導・助言の内容
平成 年			
平成 年			
平成 年			
平成 年			
平成 年			

※農業者に対する指導実績を記入してください。

公的機関からの委嘱実績等		
委嘱年	機関名	委嘱の内容
平成 年		
平成 年		
平成 年		
平成 年		
平成 年		

※「〇〇〇委員」、「〇〇〇コーディネーター」などに任命された経験があれば、記入してください。

農業に関する研修・セミナー講師等の実績		
実施年	主催団体等	研修・セミナーの内容
平成 年		
平成 年		
平成 年		
平成 年		
平成 年		

※研修会やセミナーで講師を行った実績があれば記入してください。

その他

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

農業経営者総合サポート事業に係る個人情報の取扱いについて

北海道農業法人化等支援協議会（以下「協議会」という。）は、農業経営者総合サポート事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、協議会は、本事業による経営相談・診断や経営戦略会議での審査・検討、相談カルテの作成、国への報告等で利用するとともに、本事業等の実施のために、次の関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認のため連絡を行う場合があります。

関係機関	国、北海道（（総合）振興局、普及センターを含む。）、市町村、北海道農業法人化等支援協議会の経営戦略会議構成機関等（裏面に記載）
------	---

協議会による関係機関以外への相談等に際して得た情報の提供について

次のいずれかの□に✓を入れてください。

- ☐ 全ての情報を提供することに同意します。
- ☐ 氏名・住所・連絡先の情報を提供することに同意します。
- ☐ 以下の情報を提供することに同意します。
 - ☐ 個人又は会社の概要 ☐ 経営規模 ☐ 経営状況（農業粗収入・売上等）
- ☐ 全ての情報を提供することに同意しません。

協議会による農業経営に関する情報の提供等について

次のいずれかの□に✓を入れてください。

- ☐ 定期的に各種情報提供等を希望します。
- ☐ 以下の情報提供等を希望します。
 - ☐ 協議会からの各種（研修会の御案内等）のお知らせ
 - ☐ 国からの各種制度等の情報提供

メールにて情報を受けたい場合にはメールアドレスを記載してください。

メールアドレス _____

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

平成 年 月 日

（個人・法人・組織名）

氏名（代表者名）

印

○北海道農業法人化等支援協議会の経営戦略会議 構成機関

- (1) 北海道
- (2) 北海道農業法人協会
- (3) 一般社団法人北海道農業会議
- (4) 公益財団法人北海道農業公社
- (5) 北海道農業協同組合中央会
- (6) 公益財団法人北海道中小企業総合支援センター
- (7) 一般社団法人中小企業診断協会北海道
- (8) 株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部

協議会の構成機関のうち、次の(9)から(18)までの機関に関しては、専門家等による訪問支援（派遣）を行う場合など、必要な場合に限り個人情報を提供する場合があります。

- (9) ホクレン農業協同組合連合会
- (10) 一般社団法人北海道中小企業家同友会
- (11) 北海道税理士会
- (12) 北海道社会保険労務士会
- (13) 北海道行政書士会
- (14) 北海道信用農業協同組合連合会
- (15) 株式会社北洋銀行
- (16) 株式会社北海道銀行
- (17) 一般社団法人北海道信用金庫協会
- (18) 北海道農業経営アドバイザー連絡協議会「かけはし」

北海道における農業経営相談所の実施体制

全道段階

北海道農業法人化等支援協議会（仮称。旧支援連絡会議を拡大・改組、18団体）
法人化の推進方針、相談所の運営方針などを検討・策定、経営戦略会議を月2回開催

構成機関

北海道 (事務局)	道法人協会 (事務局)	農業会議	農業公社	中央会	ホクレン
中小企業総合 支援センター	中小企業 診断協会	中小企業家 同友会	税理士会	社会保険 労務士会	行政書士会
日本公庫	北海道信連	北洋銀行	北海道銀行	信用金庫協会	農業経営アドバイ ザー連絡協議会

経営戦略会議

※審議案件に応じて専門家が随時参画

北海道 (サライ窓口)	農業会議	農業公社	中央会	道法人協会 (相談窓口)	中小企業総合 支援センター	日本公庫	中小企業 診断協会 (コーディネーター)
----------------	------	------	-----	-----------------	------------------	------	----------------------------

派遣調整

経営支援チーム（プラットフォーム）
・税理士、中小企業診断士等の専門家

派遣支援

地域段階

（総合）振興局農業経営改善支援会議

調整

振興局
(行政+普及)
(振興局：サライ窓口)

関係市町村

農業系団体

商工系団体

直接支援

農業者
(伴走支援)

派遣随行・フォローアップ等

補助金